

事業系ごみの 分け方・出し方

事業系廃棄物の減量と適正処理を図るために

小諸市 生活環境課 ごみ減量推進係

☎ 0267-22-1700（内線 2273）



事業所のごみは自らの責任において処理することになっています

事業所のごみとは？

事業所のごみとは「会社や工場、スーパーから出るごみ」というイメージがありますが、営利、非営利を問わず「すべての事業活動で発生するごみ」のことを言います。

事業所の責任とは？

事業活動に伴って生じるごみの処理には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「小諸市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例」において次のような「事業者の責務」が義務付けられています。

- ・ 自らの責任において適正に処理すること
- ・ 再生利用等を積極的に行い、減量化に努めること
- ・ 廃棄物の適正処理や減量について、国や地方公共団体の施策に協力すること

事業所から出るごみの処理方法は？

事業所から出るごみは「**一般廃棄物**」と「**産業廃棄物**」に分類されます。
「産業廃棄物」とは法律で定められた 20 種類の廃棄物を指し、この産業廃棄物以外の事業所から出る廃棄物が「事業系一般廃棄物（＝事業系ごみ）」となります。
これらは次のいずれかの方法で処理をお願いします。

●事業系一般廃棄物（燃やすごみ）の処理方法●



- ①再生利用等により減量に努め、自己処理する。
- ②市の許可を受け、指定袋に入れてクリーンヒルこもろで処理する。

○搬入方法

I、一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼

II、自己搬入 ※自己搬入の場合のみ、缶、びんの受入も可能です。

○処理手数料（内税）

- ・ 燃やすごみ指定袋 1 ロール 10 枚 2,000 円
- ・ 缶、びん 10 kgまでごとに 150 円



●産業廃棄物の処理方法●

産業廃棄物は、産業廃棄物処分業許可業者に委託し、適正に処理してください。

ごみの分類



廃棄物（ごみ）

家庭から出るごみ

家庭ごみ（家庭系一般廃棄物）
⇒家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物

事業所から出るごみ

事業系ごみ（事業系一般廃棄物）
⇒事業所から出る廃棄物で産業廃棄物以外の廃棄物

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法律で定められた20種類の廃棄物

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1)燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ
	(2)汚泥	排水処理汚泥、洗車場汚泥、メッキ汚泥、建設系汚泥、など
	(3)廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、切削油、洗浄油、絶縁油、溶剤、タールピッチ など
	(4)廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等の酸性廃液
	(5)廃アルカリ	廃ソーダ液、廃アンモニア液、廃現像液、金属石鹼液などのアルカリ性廃液
	(6)廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤ など
	(7)ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず（廃タイヤは合成ゴムなので廃プラスチック類）
	(8)金属くず	空き缶、鉄くず、非鉄金属くず、半田かす、研磨くず、切削くず など
	(9)ガラスくず、陶磁器くず、コンクリートくず	空きびん、板ガラスくず、陶磁器くず、窯業製品くずなど コンクリート二次製品製造業者の排出したコンクリートくず など
	(10)鉱さい	高炉、転炉、電気炉などの残さ、鑄物廃砂、不良鉱石、キューボラのノロ など
	(11)がれき類	工作物の新築・改築または除去に伴って生じたコンクリートくず、スレートくず、アスファルト、石膏ボード、レンガくず、その他これに類する不要物
	(12)ばいじん	廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13)紙くず	工作物の新築、改築または除去により生じたもの（排出者：建設業） 紙くず、板紙くず（排出者：製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷加工品製造業）
	(14)木くず	木材片、おがくずなど（排出者：木材・木製品製造業、パルプ製造業） 工作物の新築、改築または除去により生じたもの（排出者：建設業）
	(15)繊維くず	木綿・羊毛などの天然繊維くず（排出者：繊維工業（衣類などの縫製業を除く）） 新築・改築・増築・除去などに伴う繊維くず（排出者：建設業）
	(16)動植物性残さ	醸造かす、発酵かす、搾りかす（排出者：食料品・医薬品製造業など）
	(17)動物系固形不要物	牛、豚、鶏、などの解体後の不要固形物（排出者：と畜場・食鳥処理場）
	(18)動物のふん尿	牛、豚、鶏、などのふん尿（排出者：畜産業・畜産類事業）
	(19)動物の死体	牛、豚、鶏、などの死体（排出者：畜産業・畜産類事業）
	(20)以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの （コンクリート固形化物、溶融スラグなど）	

事業系一般廃棄物を処分するときの注意点

収集運搬業者へ委託するときの注意点

一般廃棄物の収集運搬を業者へ委託する場合は、必ず小諸市の許可を受けた「一般廃棄物収集運搬業許可業者」へ依頼し、指定袋へ入れた状態で排出してください。許可を受けていない業者へ依頼すると不法投棄につながる場合があるほか、法律の委託基準に違反することとなり、懲役や罰金を科せられる場合があります。

クリーンヒルこもろに自己搬入するときの注意点

- ①受入れ日時：平日午前9時～12時、午後1時～4時
- ②搬入できるごみ：「事業系燃やすごみ専用指定袋」に入った燃やすごみ。
缶、びん（搬入には別途登録が必要です）。

～事業系ごみ指定袋に入れることができる主なごみ～

- ・紙くず ・紙コップ ・落ち葉 ・おむつ ・カーボン紙 ・感熱紙 ・軍手
- ・煙草の吸い殻 ・ティッシュペーパー ・鉛筆 など

◆紙類は資源物！リサイクルできます！◆

事業所で日常的に使われる代表的なものに「紙類」があります。事業系一般廃棄物のほとんどが燃ごみであり、その可燃ごみの約4割は紙類といわれています。紙類は資源物です。紙類は分別がしやすく燃やすごみの減量に最も効果があります。資源回収業者に買い取ってもらうと、経費削減にもつながります。（紙類の状態等により買取価格は変わる）資源回収業者へ買い取りを依頼しましょう。

【事業所から出るリサイクル可能な紙類】

○新聞 ○段ボール ○雑誌 ○コピー用紙 ○封筒 ○紙袋 ○包装紙

○チラシ ○名刺 ○はがき ○メモ紙 ○ティッシュペーパーの箱 など

※紙類の中にはリサイクルできないものもあります。（写真、紙コップ、感熱紙、カーボン紙、パルプモールド製品 など）

新聞紙



漫画・雑誌・チラシ



段ボール



生活環境課からのお願い

◆廃プラスチック類は、産業廃棄物です！◆

梱包用の発泡スチロールやビニール袋、従業員が飲食したお弁当容器などの事業所から出る廃プラスチック類は、**産業廃棄物**です。クリーンヒルこもろでは受入や処理できません。分別を徹底し、民間の産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託してください。

◆生ごみはきちんと分別して！出すときは水分をよく切ってから！◆

○処理方法 浅麓汚泥再生処理センターへ申請し、自己搬入するか収集運搬業者へ委託してください。

・浅麓汚泥再生処理センター

住所：小諸市甲 1845 番地

電話：0267-22-7710



残飯 茶 野菜くず 骨 貝殻 果物皮

○処理手数料 10 kgまでごとに 130 円

※コンビニ等から出されるコーヒーかすは生ごみです。

燃やすごみではないので事業系の指定袋に入れないでください。

◆事業系の指定袋には記名をお願いします！◆

定期的に搬入検査（展開検査）を行っていますが、記名がないと指導ができません。排出者責任を果たすため、記名の徹底をお願いいたします。

指定袋の中に、生ごみをはじめ、燃やすごみ以外の混入が散見されます。また、指定袋が重すぎて、袋が破けてしまう事例も多数報告されています。

袋の耐えられえる目安として 15 kg以内での排出にご協力いただき、施設を長く使うためにもごみの分別と減量をお願いいたします。